

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

愛・地球博のチケット購入費用

Q : 愛・地球博が始まりましたが、このチケットを買って、得意先に配布しようと思えます。この費用は、接待交際費になりますか？

A : 販売促進目的で購入する場合の費用は、販売促進費等として取扱うことができます。

【解説】

愛・地球博が始まり、平成17年9月25日まで開催されます。

この博覧会の入場券の購入費用は、次のように取扱われます。

① 販売促進目的で購入する場合

会社が販売促進等の目的で入場券を取引先等に交付する場合のその入場券の購入費用は、交際費等に該当せず、販売促進等として処理することができます。

② 福利厚生目的で購入する場合

会社が社員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合のその入場券の購入費用及びその見学のために通常要する交通費、宿泊費等については、福利厚生費として取扱うことができます。また、社員の家族を含めて実施した場合においても同様の取扱いが認められます。

ちなみに、博覧会へ出展する参加者が支出する費用は、次のように取扱われます。

① 博覧会の開会日(平成17年3月25日)又は閉会日(平成17年9月25日)の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。

② 支出額は開催期間(185日間)で按分する。

